新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第 100 号
令和３年12月24日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

告　　示

1384　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健総務課）
1385　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届（福祉保健総務課）
1386　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健総務課）
1387　新潟県資源管理方針の一部を改正する告示（水産課）
1388　まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和４管理年度における知事管理漁獲可能量（水産課）
1389　土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
1390　土地改良事業計画の変更認可（農地計画課）
1391　土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
1392　県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
1393　県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
1394　国土調査の成果認証（農村環境課）
1395　公共測量の実施通知（監理課）
1396　公共測量の実施通知（監理課）
1397　道路の区域変更（道路管理課）
1398　道路の供用開始（道路管理課）
1399　河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定（河川管理課）
1400　建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
1401　都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）

公　　告

大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
診療材料調達業務委託に係る公募型プロポーザルの審査結果（病院局業務課）

企業局管理規程

12　新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

選挙管理委員会告示

95　政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
96　政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
97　政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（選挙管理委員会）

人事委員会規則

８－95　職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

公安委員会規則

10　新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則（地域課）

公安委員会告示

145　技能検定員審査の実施（運転免許センター）

146　教習指導員審査の実施（運転免許センター）

告　　示

◎新潟県告示第1384号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和３年12月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

名　　称	所　在　地	指定年月日
吉田病院	長岡市長町１丁目1668番地	令和３年12月１日
長尾医院	長岡市福住３丁目６番21号	令和３年12月12日
さつき歯科医院	長岡市川崎６丁目7839－１	令和３年12月１日
あゆみ薬局	長岡市三和３丁目８番13号	令和３年10月18日
中ノ俣診療所	上越市大字中ノ俣528番地１	令和３年12月８日
オタケ薬局	上越市新保古新田555	令和３年12月１日
上越下門前薬局	上越市上源入634－３	令和３年11月１日
のざわ内科医院	柏崎市中央町11－33	令和３年12月１日
しげた薬局	柏崎市新花町６番７号	令和３年12月１日
中央町薬局	柏崎市中央町11－31	令和３年12月１日
アップル薬局柏崎店	柏崎市東本町１丁目１番22号	令和３年11月１日
西新発田整形外科クリニック	新発田市住吉町４丁目16番16号	令和３年12月１日
あい薬局　住吉町店	新発田市住吉町２－３－16	令和３年11月１日
あい薬局　舟入町店	新発田市舟入町２－５－８	令和３年11月１日
あい薬局　小千谷店	小千谷市大字桜町5163－３	令和３年11月１日
前川歯科クリニック	村上市羽ケ榎185	令和３年11月25日
糸魚川総合病院（医科）	糸魚川市大字竹ヶ花457番地１	令和３年12月１日

糸魚川総合病院（歯科）	糸魚川市大字竹ヶ花457番地１	令和３年12月１日
アライ調剤薬局	妙高市石塚町１丁目14－２	令和３年11月４日
笠原内科医院	五泉市村松乙135番地	令和３年12月15日
あい薬局　五泉店	五泉市南本町３－１－47	令和３年11月１日
岩田内科医院	佐渡市羽茂本郷556－１	令和３年12月28日
五日町病院附属歯科診療所	南魚沼市五日町2324番地	令和３年12月７日

◎新潟県告示第1385号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第１項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和３年12月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

名　　称	所　在　地	変更事項	旧	新	変更年月日
太田こどもクリニック	長岡市新町１－２－29	名称	太田こどもクリニック	太田こどもアレルギークリニック	令和３年９月22日

◎新潟県告示第1386号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第１項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和３年12月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

名　　称	所　在　地	廃止年月日
医療法人社団　さとう医院	上越市柿崎区柿崎411－１	令和３年９月30日
あい薬局　舟入町店	新発田市舟入町２丁目５番８号	令和３年10月31日
あい薬局　住吉町店	新発田市住吉町２丁目３番16号	令和３年10月31日

◎新潟県告示第1387号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第９項の規定に基づき、新潟県資源管理方針（令和２年新潟県告示第1244号）を次のように改正し、同条第10項において準用する同条第６項の規定に基づき公表する。

令和３年12月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

新潟県資源管理方針の一部を改正する告示

新潟県資源管理方針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第１～第８　（略）	第１～第８　（略）
（別紙１－１）	（別紙１－１）
第１　（略）	第１　（略）
第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業 １　当該知事管理区分を構成する事項 (1)　（略） (2)　対象とする漁業 新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）をとる漁業（大臣管理区分に係るものを除く。） (3)　（略） ２　漁獲量の管理の手法等 (1)　（略） (2)　知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）は算入しない。）	第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業 １　当該知事管理区分を構成する事項 (1)　（略） (2)　対象とする漁業 新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）をとる漁業 (3)　（略） ２　漁獲量の管理の手法等 (1)　（略） (2)　知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から３日以内
第３～第４　（略）	第３～第４　（略）
（別紙１－２）	（別紙１－２）
第１　（略）	第１　（略）
第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業 １　当該知事管理区分を構成する事項 (1)　（略） (2)　対象とする漁業 新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）をとる漁業（大臣管理区分に係るものを除く。） (3)　（略） ２　漁獲量の管理の手法等 (1)　（略） (2)　知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）	第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業 １　当該知事管理区分を構成する事項 (1)　（略） (2)　対象とする漁業 新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）をとる漁業 (3)　（略） ２　漁獲量の管理の手法等 (1)　（略） (2)　知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から３日以内
第３～第４　（略）	第３～第４　（略）

（別紙１－３）
第１　（略）
第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
新潟県まあじ漁業
１　当該知事管理区分を構成する事項
(1)　（略）
(2)　対象とする漁業
新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじをとる漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）
(3)　（略）
２　（略）
第３～第５　（略）

（別紙１－４）
第１　（略）
第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
新潟県まいわし漁業
１　当該知事管理区分を構成する事項
(1)　（略）
(2)　対象とする漁業
新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしをとる漁業(大臣管理区分に係るものを除く。)
(3)　（略）
２　（略）
第３～第５　（略）

（別紙１－５）
第１　（略）
第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
新潟県するめいか漁業
１　当該知事管理区分を構成する事項
(1)　（略）
(2)　対象とする漁業
新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかをとる漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）
(3)　（略）
２　（略）
第３～第５　（略）

（別紙１－６）
第１　（略）
第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
新潟県すけとうだら漁業

（別紙１－３）
第１　（略）
第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
新潟県まあじ漁業
１　当該知事管理区分を構成する事項
(1)　（略）
(2)　対象とする漁業
新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじをとる漁業
(3)　（略）
２　（略）
第３～第５　（略）

（別紙１－４）
第１　（略）
第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
新潟県まいわし漁業
１　当該知事管理区分を構成する事項
(1)　（略）
(2)　対象とする漁業
新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしをとる漁業
(3)　（略）
２　（略）
第３～第５　（略）

（別紙１－５）
第１　（略）
第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
新潟県するめいか漁業
１　当該知事管理区分を構成する事項
(1)　（略）
(2)　対象とする漁業
新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかをとる漁業
(3)　（略）
２　（略）
第３～第５　（略）

（別紙１－６）
第１　（略）
第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
新潟県すけとうだら漁業

１　当該知事管理区分を構成する事項 (1)　（略） (2)　対象とする漁業 新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がすけとうだらをとる漁業（大臣管理区分に係るものを除く。） (3)　（略） ２　（略） 第３～第５　（略）	１　当該知事管理区分を構成する事項 (1)　（略） (2)　対象とする漁業 新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がすけとうだらをとる漁業 (3)　（略） ２　（略） 第３～第５　（略）
（別紙１－７） 第１　（略） 第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 新潟県まさば・ごまさば漁業 １　当該知事管理区分を構成する事項 (1)　（略） (2)　対象とする漁業 新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば・ごまさばをとる漁業（大臣管理区分に係るものを除く。） (3)　（略） ２　（略） 第３～第５　（略）	（別紙１－７） 第１　（略） 第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 新潟県まさば・ごまさば漁業 １　当該知事管理区分を構成する事項 (1)　（略） (2)　対象とする漁業 新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば・ごまさばをとる漁業 (3)　（略） ２　（略） 第３～第５　（略）
（別紙１－８） 第１　（略） 第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 新潟県ずわいがに漁業 １　当該知事管理区分を構成する事項 (1)　（略） (2)　対象とする漁業 新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がずわいがにをとる漁業（大臣管理区分に係るものを除く。） (3)　（略） ２　漁獲量の管理の手法等 (1)　（略） (2)　知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。） 第３～第４　（略）	（別紙１－８） 第１　（略） 第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 新潟県ずわいがに漁業 １　当該知事管理区分を構成する事項 (1)　（略） (2)　対象とする漁業 新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がずわいがにをとる漁業 (3)　（略） ２　漁獲量の管理の手法等 (1)　（略） (2)　知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から３日以内 第３～第４　（略）

◎新潟県告示第1388号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第１項に基づき、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和４管理

年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第４項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和３年12月24日

新潟県知事　花　角　英　世

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和４管理年度(令和４年１月１日から12月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第１項に掲げる知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

１　まあじ

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まあじ漁業	現行水準

２　まいわし対馬暖流系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まいわし漁業	現行水準

◎新潟県告示第1389号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、村上市の三面川沿岸土地改良区の定款の変更を令和３年12月13日認可した。

令和３年12月24日

新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第1390号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第１項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

令和３年12月24日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
南魚沼市 大和郷土地改良区	大和郷土地改良区	維持管理事業	変更	令和３年12月14日	第48条

◎新潟県告示第1391号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第９項において準用する同法第８条第１項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので令和３年12月27日から令和４年１月28日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和３年12月24日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
十日町市 川西土地改良区	川西東部地区	維持管理事業	変更	土地改良事業(変更)計画書の写し	十日町市役所	第48条

１　異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

２　土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記１の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記１の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して１年

を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1392号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和３年12月24日

新潟県知事　花　角　英　世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
三ヶ字	農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設」）事業	上越市 妙高市	令和３年４月27日

◎新潟県告示第1393号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和３年12月24日

新潟県知事　花　角　英　世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
鐙坂第２	農用地保全施設整備（ため池等整備「地震対策ため池防災」）事業	十日町市	令和３年11月29日

◎新潟県告示第1394号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和３年12月24日

新潟県知事　花　角　英　世

１　調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
見附市	見附市の地籍図及び地籍簿 青木町、傍所町及び山吉町の各一部
弥彦村	弥彦村の地籍図及び地籍簿 大字弥彦の一部
湯沢町	湯沢町の地籍図及び地籍簿 大字神立の一部

２　認証年月日

令和３年12月17日

◎新潟県告示第1395号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、長岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

令和３年12月24日

新潟県知事　花　角　英　世

１　作業種類　公共測量（車載写真レーザ測量（MMS）による画像データ・レーザ点群データ計測）

２　作業期間　令和３年９月27日から令和４年３月25日まで

３　作業地域　長岡市栃尾地区

◎新潟県告示第1396号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、長岡市長から次のと

おり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

令和３年12月24日

新潟県知事　花　角　英　世

１　作業種類　公共測量（車載写真レーザ測量（MMS）による画像データ・レーザ点群データ計測）

２　作業期間　令和３年９月８日から令和３年12月28日まで

３　作業地域　長岡市川口地区

◎新潟県告示第1397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和３年12月24日

新潟県知事　花　角　英　世

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　天神林上条線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
加茂市大字下条字中谷地甲1695番２から 同市大字下条字中谷地甲1555番２まで	新	7.8～21.9メートル	436.3メートル
	旧	(A)8.4～20.3メートル	436.9メートル
		(B) 6.0～20.3メートル	436.2メートル

備考　上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和３年12月24日

新潟県知事　花　角　英　世

１　路　線　名　県道　天神林上条線

２　供用開始の区間

加茂市大字下条字中谷地甲1695番２から同市大字下条字中谷地甲1555番２まで

３　供用開始の期日　令和３年12月24日

◎新潟県告示第1399号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第２項及び第３項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和３年12月24日

新潟県知事　花　角　英　世

１　洪水浸水想定区域を定める河川

荒川水系　乙大日川

荒川水系　烏川

荒川水系　堀川

荒川水系　大石川

阿賀野川水系　新谷川

阿賀野川水系　姥堂川
信濃川水系　荻曽根川
信濃川水系　滝谷川
信濃川水系　東大通川
信濃川水系　牧川
信濃川水系　五社川
信濃川水系　才歩川
信濃川水系　山田川
信濃川水系　大正川
信濃川水系　布施谷川
信濃川水系　鹿熊川
信濃川水系　塩谷川
信濃川水系　稲葉川
信濃川水系　道満川
信濃川水系　菖蒲川
信濃川水系　小木城川
信濃川水系　柿川
信濃川水系　羽根川
信濃川水系　三用川
信濃川水系　西川
信濃川水系　田河川
信濃川水系　和田川
信濃川水系　水無川
信濃川水系　古川
信濃川水系　寺沢川
信濃川水系　吹木沢川
信濃川水系　城ノ入川
信濃川水系　田川
信濃川水系　晒川
信濃川水系　みだれ川
関川水系　戸野目川
関川水系　飯田川
関川水系　桑曽根川
関川水系　御館川
関川水系　国府川
関川水系　大瀬川
関川水系　儀明川
関川水系　青田川
関川水系　大熊川
関川水系　櫛池川
関川水系　別所川
関川水系　雁平川
三面川水系　山田川
三面川水系　小谷川
石川水系　石川
石川水系　百川
石川水系　笛吹川
大川水系　大川
大川水系　中継川
大川水系　小俣川
加治川水系　姫田川

加治川水系　坂井川
新川水系　新川
新川水系　広通川
新川水系　西山川
新川水系　木山川
新川水系　大通川
新川水系　大通川放水路
新川水系　飛落川
郷本川水系　郷本川
島崎川水系　島崎川
島崎川水系　中条川
島崎川水系　藤巻川
島崎川水系　滝谷川
鯖石川水系　別山川
柿崎川水系　米山川
柿崎川水系　吉川
柿崎川水系　大出口川
能生川水系　能生川
能生川水系　島道川
能生川水系　小見川
能生川水系　高倉川
能生川水系　川詰川
海川水系　海川
海川水系　水保川
海川水系　西光寺川
名立川水系　名立川
境川水系　境川
国府川水系　竹田川
国府川水系　藤津川
国府川水系　小倉川
国府川水系　中津川
国府川水系　大野川
国府川水系　長谷川
国府川水系　何代川
国府川水系　新保川
国府川水系　地持院川
国府川水系　洞丸川
国府川水系　帆柱川
国府川水系　行谷川
羽茂川水系　山田川
羽茂川水系　尾平川
石田川水系　石田川
石田川水系　山田川
久知川水系　久知川

２　指定年月日
令和３年12月24日

◎新潟県告示第1400号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和３年12月24日

新潟県新発田地域振興局長

１　指定道路の種類
　第42条第１項第５号の規定による指定に係る道路
２　指定の年月日
　令和３年12月９日
３　指定道路の位置等

位　　置	幅員（メートル）	延長（メートル）
村上市南町二丁目2591番６	5.00	39.96

◎新潟県告示第1401号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する第20条第２項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和３年12月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　変更に係る都市計画の種類及び名称
　種類　五泉都市計画下水道
　名称　五泉市公共下水道
２　縦覧の場所
　新潟県土木部都市局下水道課

公　　告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和３年12月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
　名　称　花園ショッピングセンター
　所在地　長岡市花園南一丁目15番地　外
　設置者　株式会社原信
２　変更した事項
　大規模小売店舗の所在地
　（変更前）長岡市花園南部土地区画整理事業地内25街区
　（変更後）長岡市花園南一丁目15番地　外
３　変更年月日
　平成30年２月26日
４　変更の理由
　新町名、新地番が決まったため
５　届出年月日
　令和３年12月９日
６　縦覧場所
　新潟県産業労働部地域産業振興課
　（なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。）
７　縦覧期間
　令和３年12月24日から令和４年４月24日まで
８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
　地域産業振興課　小規模企業支援係
　電　　話　025－280－5235

Ｅメ ー ル　ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和３年12月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　ナルス南高田店

所在地　上越市上中田2001番地

設置者　株式会社ナルス

２　変更した事項

大規模小売店舗の所在地

（変更前）上越市上中田北部土地区画整理事業地内１街区

（変更後）上越市上中田2001番地

３　変更年月日

令和元年12月19日

４　変更の理由

地番が決まったため

５　届出年月日

令和３年12月９日

６　縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、上越市産業観光交流部産業政策課でも閲覧ができます。）

７　縦覧期間

令和３年12月24日から令和４年４月24日まで

８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課　小規模企業支援係

電　　話　025－280－5235

Ｅメ ー ル　ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和３年12月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　イレブンプラザ

所在地　上越市本町四丁目４番８号

設置者　株式会社イレブンビル

２　変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア　荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設ＮＯ．１　午前７時00分から午後７時00分

（変更後）荷さばき施設ＮＯ．１　午前６時00分から午後10時00分

３　変更年月日

令和３年11月25日

４　変更の理由
　ウェルシア薬局株式会社の運営計画の変更のため
５　届出年月日
　令和３年11月24日
６　縦覧場所
　新潟県産業労働部地域産業振興課
　（なお、上越市産業観光交流部産業政策課でも閲覧ができます。）
７　縦覧期間
　令和３年12月24日から令和４年４月24日まで
８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
　地域産業振興課　小規模企業支援係
　電　　話　025－280－5235
　Ｅメ ー ル　ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和３年12月24日
新潟県知事　花　角　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
　名　称　ＳＵＰＥＲ　ＣＥＮＴＥＲ　ＰＬＡＮＴ－５　刈羽店
　所在地　刈羽郡刈羽村大字刈羽字大谷地3889番地　外
　設置者　刈羽郡刈羽村
２　変更しようとする事項
　(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
　　ア　駐車場の収容台数
　　（変更前）1,429台
　　（変更後）939台
　　イ　駐輪場の位置及び収容台数
　　（変更前）・位置　届出書に添付された図面のとおり
　　・収容台数　450台
　　（変更後）・位置　届出書に添付された図面のとおり
　　・収容台数　138台
　　ウ　荷さばき施設の位置及び面積
　　（変更前）・位置　届出書に添付された図面のとおり
　　・面積　1,323.0㎡
　　（変更後）・位置　届出書に添付された図面のとおり
　　・面積　222.0㎡
　　ウ　廃棄物保管施設の位置及び容量
　　（変更前）・位置　届出書に添付された図面のとおり
　　・容量　123.27㎥
　　（変更後）・位置　届出書に添付された図面のとおり
　　・容量　35.25㎥
３　変更年月日
　令和４年８月12日
４　変更の理由
　建物１の減築及び諸施設の位置等を変更し、駐車場未利用地の有効活用を行うため
５　届出年月日
　令和３年12月10日

６　縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
（なお、刈羽村産業政策課でも閲覧ができます。）
７　縦覧期間
令和３年12月24日から令和４年４月24日まで
８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課　小規模企業支援係
電　　話　025－280－5235
Ｅメ ー ル　ngt050100@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、電子カルテ用カート等の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和３年12月24日
新潟県立中央病院長　長谷川　正樹

１　入札に付する事項
(1) 購入等件名及び数量
電子カルテ用カート等　一式
(2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
(3) 納入期限
令和４年２月４日（金）
(4) 納入場所
新潟県立中央病院
(5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　入札参加資格
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
(2) 指名停止期間中の者でないこと。
(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第２条の規程に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
３　入札説明書の交付場所等
(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号　943－0192
新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号　025－522－7711　内線2329
(2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記３(1)の交付場所で交付する。
(3) 応札仕様書の提出期限
令和４年１月５日（水）午後５時15分
４　入開札の日時及び場所
令和４年１月７日（金）午前10時30分

新潟県立中央病院講堂３

５　その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第５号。以下「規程」という。）第186条第３項第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記３(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否　要

(7) 暴力団等の排除

ア　契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ　契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10)　その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、超音波画像診断装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和３年12月24日

新潟県立十日町病院長　吉嶺　文俊

１　入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波画像診断装置　一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和４年３月31日（木）

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院　東５病棟

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。
(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
(5) 新潟県暴力団排除条例第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

３　入札説明書の交付場所等
(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号　948－0065
新潟県十日町市高田町三丁目南32番地９
新潟県立十日町病院経営課
電話番号　025－757－5566　内線115
(2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記３(1)の交付場所で交付する。
(3) 応札仕様書の提出期限
令和４年１月６日（木）午後５時00分

４　入札、開札の日時及び場所
令和４年１月７日（金）午前10時30分
新潟県立十日町病院　１階講堂

５　その他
(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金
免除する。
(3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第５号。以下「規程」という。）第186条第３項第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。
(4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記３(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
(5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
(6) 契約書作成の要否　要
(7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
(9) その他
ア　契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
イ　詳細は入札説明書による。

新潟県立病院診療材料調達業務委託に係る提案者選定について（公告）

公募型プロポーザル方式による、新潟県立病院診療材料調達業務委託に係る提案者選定について、選定委員会から審査結果の報告を受け、最優秀提案者及び次点を次のとおり決定したので公表する。

令和３年12月24日
新潟県病院事業管理者　　藤山　育郎

最優秀提案者

クロスウィルメディカル株式会社
次点
エム・シー・ヘルスケア株式会社

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第12号

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和３年12月24日

新潟県企業管理者　桑　原　勝　史

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局企業職員勤務規程（平成７年新潟県企業局管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（特別休暇） **第17条**　特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(17)　（略） (18)　職員が不妊治療を受ける場合　一の年において６日<u>（体外受精又は顕微授精を受ける場合にあっては、12日）</u>を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間 (19)～(23)　（略） ２～３　（略）	（特別休暇） **第17条**　特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(17)　（略） (18)　職員が不妊治療を受ける場合　一の年において６日を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間 (19)～(23)　（略） ２～３　（略）

附　則

この規程は、令和４年１月１日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第６条第１項の規定による政治団体の届出があったので、同法第７条の２第１項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和３年12月24日

新潟県選挙管理委員会
委員長　天井　貞

(1) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(ｲ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
愛する五泉・村松に新しい風の会	田中徳男	辰喜一宏	新潟県五泉市郷屋川２－３－５	R3.11.26
はなずみ英世ふる里後援	中野洸	平島健	新潟県佐渡市中原593	R3.11.12

会

星野ゆうや後援会	星野雄哉	星野藍	新潟県見附市葛巻１－１－28	R3.11.08
松本忠昭後援会	山田貴一	松本敬子	新潟県見附市新町１丁目１番５号	R3.11.19

◎新潟県選挙管理委員会告示第96号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第７条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第７条の２第１項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和３年12月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長　　天井　貞

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党新潟県電気通信職域支部	橋本佑治	代表者の氏名	橋本佑治	皆川忠志	R3.11.15

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
天木義人後援会	南波快和	代表者の氏名	南波快和	河内幸史	R2.11.20
ＴＵ２１	渡邉貴裕	会計責任者の氏名	遠藤大介	渡邉貴裕	R3.11.12
新潟県情報通信懇話会	橋本佑治	代表者の氏名	橋本佑治	皆川忠志	R3.11.15

◎新潟県選挙管理委員会告示第97号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第１項及び第17条第１項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第１項の規定により次のとおり公表する。

令和３年12月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長　　天井　貞

令和元年分　　（単位　円）

［政党の支部］

自由民主党津川支部

報告年月日 03.03.29

１　収入総額	264,568
前年繰越額	968
本年収入額	263,600
２　支出総額	254,420
３　本年収入の内訳	
個人の党費・会費　(76人)	143,600
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	120,000
自由民主党新潟県支部連合会	120,000
４　支出の内訳	
経常経費	50,000

人件費	30,000	
光熱水費	10,000	
備品・消耗品費	10,000	
政治活動費	204,420	
組織活動費	169,998	
その他の経費	34,422	

［その他の団体］

内山会
報告年月日 03.03.31

１　収入総額	1,202,782	
前年繰越額	1,082,782	
本年収入額	120,000	
２　支出総額	0	
３　本年収入の内訳		
寄附	120,000	
個人分	120,000	
４　寄附の内訳		
〔個人分〕		
帆刈健治	120,000	新潟市江南区

おのじま哲雄後援会
報告年月日 03.03.31

１　収入総額	0
２　支出総額	0

北けい後援会
報告年月日 03.10.29

１　収入総額	0
２　支出総額	0

高見みかを県政に送る会
報告年月日 03.04.14(03.03.31解散)

１　収入総額	0
２　支出総額	0

田中ともゆき後援会
報告年月日 03.03.31

１　収入総額	0
２　支出総額	0

宮沢さやか後援会
報告年月日 03.03.29

１　収入総額	12,960
本年収入額	12,960
２　支出総額	12,960
３　本年収入の内訳	
寄附	12,960
個人分	12,960
４　支出の内訳	

政治活動費　12,960
機関紙誌の発行その他の事業費　12,960
宣伝事業費　12,960
５　寄附の内訳
〔個人分〕
年間５万円以下のもの　12,960

令和２年分
［その他の団体］

佐藤ひろし後援会
報告年月日 03.11.26
１　収入総額　155,542
前年繰越額　155,542
２　支出総額　0

令和３年分
［政党の支部］

自由民主党新潟県新潟市秋葉区第一支部
報告年月日 03.07.14(03.06.30解散)
１　収入総額　1,788,531
前年繰越額　1,788,531
２　支出総額　111,827
３　支出の内訳
経常経費　51,827
事務所費　51,827
政治活動費　60,000
調査研究費　60,000

ＮＨＫから国民を守る党新潟県魚沼市支部
報告年月日 03.08.10(03.07.30解散)
１　収入総額　1,139,452
前年繰越額　839,452
本年収入額　300,000
２　支出総額　1,139,452
３　本年収入の内訳
本部又は支部から供与された交付金に係る収入　300,000
ＮＨＫ受信料を支払わない方法を教える党　300,000
４　支出の内訳
政治活動費　1,139,452
寄附・交付金　1,139,452

［資金管理団体］

大島まこと後援会
資金管理団体の届出をした者の氏名　大島　誠
資金管理団体の届出に係る公職の種類　市　長
報告年月日 03.03.29(03.03.27解散)

１　収入総額　781,148
　　前年繰越額　781,148
２　支出総額　0

新潟を再生する会
資金管理団体の届出をした者の氏名　森　民夫
資金管理団体の届出に係る公職の種類　県　知　事
報告年月日 03.06.10(03.06.10解散)
１　収入総額　0
２　支出総額　0

［その他の団体］

阿部周夫後援会
報告年月日 03.07.26(03.07.26解散)
１　収入総額　0
２　支出総額　0

安保寿隆後援会
報告年月日 03.02.10(03.01.31解散)
１　収入総額　0
２　支出総額　0

いけやまひろき後援会
報告年月日 03.02.09(03.01.31解散)
１　収入総額　64,816
　　前年繰越額　64,816
２　支出総額　64,816
３　支出の内訳
　政治活動費　64,816
　　調査研究費　64,816

石川太一後援会
報告年月日 03.03.11(03.03.06解散)
１　収入総額　4,113
　　前年繰越額　4,113
２　支出総額　4,113
３　支出の内訳
　政治活動費　4,113
　　その他の経費　4,113

笠原ゆき江あゆむ会
報告年月日 03.06.02(03.05.01解散)
１　収入総額　1,890
　　前年繰越額　1,890
２　支出総額　0

齋木勇後援会姫郷会
報告年月日 03.10.15(03.06.20解散)
１　収入総額　38,302
　　前年繰越額　13,302

本年収入額	25,000
２　支出総額	38,302
３　本年収入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	25,000
役員会　会費	25,000
４　支出の内訳	
経常経費	4,582
備品・消耗品費	4,582
政治活動費	33,720
機関紙誌の発行その他の事業費	33,720
その他の事業費	33,720

３４歳弁護士を市長にする会
報告年月日 03.03.31(03.03.30解散)

１　収入総額	0
２　支出総額	0

上越の未来を創る会
報告年月日 03.03.29(03.03.27解散)

１　収入総額	0
２　支出総額	0

高橋いわお後援会
報告年月日 03.03.11(03.03.08解散)

１　収入総額	0
２　支出総額	0

高見みかを県政に送る会
報告年月日 03.04.14(03.03.31解散)

１　収入総額	0
２　支出総額	0

確かな明日への会
報告年月日 03.03.24(03.03.15解散)

１　収入総額	0
２　支出総額	0

田中さとしサポーターズクラブ
報告年月日 03.07.09(03.07.01解散)

１　収入総額	2,776,284
前年繰越額	2,776,263
本年収入額	21
２　支出総額	2,776,284
３　本年収入の内訳	
その他の収入	21
１件10万円未満のもの	21
４　支出の内訳	
政治活動費	2,776,284
寄附・交付金	2,776,284

西川洋吉後援会

報告年月日 03.03.05(03.02.28解散)
１　収入総額　0
２　支出総額　0

平山耕後援会
報告年月日 03.03.25(03.02.28解散)
１　収入総額　1,873
　前年繰越額　1,873
２　支出総額　0

牧野やすよ後援会
報告年月日 03.03.24(03.03.23解散)
１　収入総額　62,941
　前年繰越額　62,941
２　支出総額　62,941
３　支出の内訳
　政治活動費　62,941
　寄附・交付金　62,941

三浦基裕後援会
報告年月日 03.03.30(03.03.28解散)
１　収入総額　2,214
　前年繰越額　2,214
２　支出総額　0

村山秀幸政経事務所
報告年月日 03.04.01(03.03.31解散)
１　収入総額　0
２　支出総額　0

百都順也後援会
報告年月日 03.01.19(03.01.08解散)
１　収入総額　0
２　支出総額　0

洋山会
報告年月日 03.03.10(03.02.28解散)
１　収入総額　0
２　支出総額　0

渡辺重雄後援会
報告年月日 03.05.06(03.04.30解散)
１　収入総額　11,405
　前年繰越額　11,405
２　支出総額　11,405
３　支出の内訳
　経常経費　11,405
　備品・消耗品費　11,405

人事委員会規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和３年12月24日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第８－95号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第８－55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（特別休暇） **第15条**　一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(17)　（略） (18)　職員が不妊治療を受ける場合　一の年において６日<u>（体外受精等の委員会が定める不妊治療を受ける場合にあっては、12日）</u>を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間 (19)～(23)　（略） ２～５　（略）	（特別休暇） **第15条**　一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(17)　（略） (18)　職員が不妊治療を受ける場合　一の年において６日を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間 (19)～(23)　（略） ２～５　（略）

附　則

この規則は、令和４年１月１日から施行する。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第10号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和３年12月24日

新潟県公安委員会

委員長　津　野　敏　江

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後

別表

署名	名称	位置	所管区域
（略）			
長岡警察署	（略）		
	新町交番	（略）	長岡市のうち西新町１・２丁目、東新町１・２・３丁目、東新町、新町１・２・３丁目、琴平３丁目、泉１・２丁目、石内１・２丁目、松葉１・２丁目、西蔵王１・２・３丁目、蔵王１・２・３丁目、蔵王町の一部（信濃川右岸の地域）、東蔵王１・２・３丁目、城岡１・２・３丁目、寿１・２・３丁目、北園町、原町１・２丁目、下々条１・２・３・４丁目、中島７丁目、昭和２丁目、西神田町１・２丁目、西神田町、神田町２・３丁目、長町２丁目
	千手交番	（略）	長岡市のうち宮原１・２・３丁目、三和１・２・３丁目、千歳１・２・３丁目、南町１・２・３丁目、千手１・２・３丁目、西千手１・２・３丁目、幸町１・２・３丁目、柏町１

改正前

別表

署名	名称	位置	所管区域
（略）			
長岡警察署	（略）		
	新町交番	（略）	長岡市のうち西新町１・２丁目、東新町１・２・３丁目、東新町、新町１・２・３丁目、琴平３丁目、泉１・２丁目、石内１・２丁目、松葉１・２丁目、西蔵王１・２・３丁目、蔵王１・２・３丁目、蔵王町、東蔵王１・２・３丁目、城岡１・２・３丁目、城岡町、寿１・２・３丁目、北園町、原町１・２丁目、下々条１・２・３・４丁目、中島７丁目、昭和２丁目、西神田１・２丁目、西神田町、神田町２・３丁目、長町２丁目
	千手交番	（略）	長岡市のうち宮原１・２・３丁目、三和１・２・３丁目、千歳１・２・３丁目、南町１・２・３丁目、千手１・２・３丁目、西千手１・２・３丁目、幸町１・２・３丁目、柏町１

				・２丁目、左近町、三和町、草生津１・２・３丁目、左近１・２・３丁目、山田１・２・３丁目、本町１・２・３丁目、表町１・２・３・４丁目、柳原町、春日１・２丁目、船江町、上田町、渡里町、呉服町１・２丁目、日赤町１・２・３丁目、信濃１・２丁目、中島１・２・３・４・５・６丁目、水道町１・２・３・４・５丁目、昭和１丁目、寺島町の一部（信濃川右岸の地域）、草生津町２丁目、岡村町の一部（信濃川右岸の地域）
		（略）		
		四郎丸交番	（略）	長岡市のうち錦１・２・３丁目、末広１・２・３丁目、花園１・２・３丁目、花園東１・２丁目、土合１・２・３・４・５丁目、前田１・２・３丁目、四郎丸１・２・３・４丁目、学校町１・２・３丁目、金房１・２・３丁目、住吉１・２・３丁目、上条町、豊田町、弓町１・２丁目、大町１・２・３丁目、大町、美沢１・２・３・４丁目、沖田１・２・３丁目、花園南１・２丁目、東大町
		悠久町交番	（略）	長岡市のうち青木町、中沢町、千代栄町、栖吉町、成願寺町、東片貝町、西片貝町、悠久町、悠久町１・２・３・４丁目、御山町、中貫町１・２・３丁目、若草町１・２・３丁目、長倉町、長倉西町、長倉南町、長倉１・２・

				・２丁目、左近町、三和町、草生津１・２・３丁目、左近１・２・３丁目、山田１丁目、本町１・２・３丁目、表町１・２・３・４丁目、柳原町、春日１・２丁目、船江町、上田町、渡里町、呉服町１・２丁目、山田２・３丁目、日赤町１・２・３丁目、信濃１・２丁目、中島１・２・３・４・５・６丁目、水道町１・２・３・４・５丁目、昭和１丁目、寺島町の一部（信濃川右岸の地域）、草生津町の一部（信濃川右岸の地域）、岡村町の一部（信濃川右岸の地域）
		（略）		
		四郎丸交番	（略）	長岡市のうち錦１・２・３丁目、末広１・２・３丁目、花園１・２・３丁目、花園東１・２丁目、土合１・２・３・４・５丁目、前田１・２・３丁目、四郎丸町、四郎丸１・２・３・４丁目、学校町１・２・３丁目、金房１・２・３丁目、住吉１・２・３丁目、上条町、豊田町、弓町１・２丁目、大町１・２・３丁目、大町、美沢１・２・３・４丁目、沖田１・２・３丁目
		悠久町交番	（略）	長岡市のうち青木町、中沢町、千代栄町、栖吉町、成願寺町、東片貝町、西片貝町、悠久町、悠久町１・２・３・４丁目、御山町、中貫町１・２・３丁目、若草町１・２・３丁目、長倉町、長倉西町、長倉南町、長倉１・２・

				３・４丁目、鉢伏町、高畑町、柿町、町田町、高町１・２・３・４丁目、中沢１・２・３・４丁目、土合町、川中（浦瀬駐在所の所管区域を除く。）、旭岡１・２丁目					３・４丁目、鉢伏町、高畑町、柿町、町田町、高町１・２・３・４丁目、中沢１・２・３・４丁目、土合町
		希望が丘交番	（略）	長岡市のうち北山町、北山１・２・３・４丁目、下山１・２・３・４・５・６丁目、大山１・２・３丁目、宝地町、上除町、上除町西１・２丁目、石動町、石動南町、喜多町、七日町、南七日町、福山町、希望が丘１・２丁目、希望が丘南５・６丁目、新産１・２・３・４丁目、新産東町、下山町、西津町（飛地を除く。）、大字日越			希望が丘交番	（略）	長岡市のうち北山町、北山１・２・３・４丁目、下山１・２・３・４・５・６丁目、大山１・２・３丁目、宝地町、上除町、上除町西１・２丁目、石動町、石動南町、喜多町、七日町、南七日町、福山町、希望が丘１・２丁目、希望が丘南５・６丁目、新産１・２・３・４丁目、新産東町、下山町、大島町、西津町（飛地を除く。）、草生津町（信濃川右岸の地域を除く。）、岡村町（信濃川右岸の地域を除く。）、向島町、大字日越
		緑町交番	（略）	長岡市のうち大島本町１・２・３・４・５丁目、大島新町１・２・３・４・５丁目、三ツ郷屋１・２丁目、三ツ郷屋町、緑町１・２・３丁目、堺町、堺東町、希望が丘３・４丁目、千秋１・２・３丁目、古正寺１・２・３丁目、古正寺町、寺島町（信濃川右岸の地域を除く。）、王番田町、雨池町、高瀬町、大島町、岡村町（信濃川右岸の地域を除く。）			緑町交番	（略）	長岡市のうち大島本町１・２・３・４・５丁目、大島新町１・２・３・４・５丁目、三ツ郷屋１・２丁目、三ツ郷屋町、緑町１・２・３丁目、堺町、堺東町、希望が丘３・４丁目、千秋１・２・３丁目、古正寺１・２・３丁目、古正寺町、寺島町（信濃川右岸の地域を除く。）、王番田町、雨池町、高瀬町
		越路交番	（略）	長岡市のうち来迎寺、朝日、浦（信濃川右岸の地域を除く。）、神谷、釜ケ島（信濃川右岸の地域を除く。）、飯島、篠花、越路中沢、越路			越路交番	（略）	長岡市のうち来迎寺、朝日、浦、神谷、釜ヶ島、飯島、篠花、越路中沢、越路中島、岩野（通称仲島を除く。）、西野（通称泉島を除

				中島、岩野（通称仲島を除く。）、西野（通称泉島を除く。）、飯塚、沢下条、飯島善兵エ古新田、南島新田					く。）、飯塚、沢下条、飯島善兵エ古新田
		（略）				（略）			
		滝谷町駐在所	（略）	長岡市のうち六日市町、渡沢町、滝谷町、三俵野町、妙見町、中潟町、高島町、大川原町、岩野の一部（通称仲島）、浦の一部（信濃川右岸の地域）、釜ケ島の一部（信濃川右岸の地域）		滝谷町駐在所	（略）	長岡市のうち六日市町、渡沢町、滝谷町、三俵野町、妙見町、中潟町、高島町、大川原町、岩野の一部（通称仲島）
		浦瀬町駐在所	（略）	長岡市のうち乙吉町、宮路町、麻生田町、浦瀬町、加津保町、水穴町、桂町、亀崎町、川中の一部		浦瀬町駐在所	（略）	長岡市のうち乙吉町、宮路町、麻生田町、浦瀬町、加津保町、水穴町、桂町、亀崎町
		亀貝町駐在所	（略）	長岡市のうち亀貝町、稲葉町、稲保１・２・４丁目、富島町、小曽根町、永田町、新保町、新保６丁目、堀金町、永田１・２・３・４丁目、宮下町、稲保南１丁目の一部、北富島		亀貝町駐在所	（略）	長岡市のうち亀貝町、稲葉町、稲保１・２・４丁目、富島町、小曽根町、永田町、新保町、新保６丁目、堀金町、永田１・２・３・４丁目、宮下町、稲保南１丁目の一部
		下々条町駐在所	（略）	長岡市のうち稲保３丁目、宝１・２・３・４・５丁目、中瀬１・２丁目、下々条町、高見町、高見１・２丁目、東高見１・２丁目、川辺町、天神町、十二潟町、黒津町（信濃川左岸の地域を除く。）、福井町、百束町、四ツ屋町、福島町、七軒町、大黒町、新組町、新組南町、北陽１・２・３丁目、稲保南１丁目の一部、脇川新田町の一部（信濃川右岸の地域）		下々条町駐在所	（略）	長岡市のうち稲保３丁目、宝１・２・３・４・５丁目、中瀬１・２丁目、下々条町、高見町、高見１・２丁目、東高見１・２丁目、川辺町、天神町、十二潟町、黒津町（信濃川左岸の地域を除く。）、福井町、百束町、四ツ屋町、福島町、七軒町、大黒町、新組町、新組南町、北陽１・２丁目、稲保南１丁目の一部
		下柳交番	（略）	長岡市のうち宮関１・２・３・４丁目、宮関町、下柳１・２・３丁目、下柳町、荻野町、荻野１・２丁目、藤沢１・２丁目、藤沢町、		下柳交番	（略）	長岡市のうち宮関１・２・３・４丁目、宮関町、下柳１・２・３丁目、下柳町、荻野町、荻野１・２丁目、藤沢１・２丁目、藤沢町、

				江陽１・２丁目、堤町、上野町、巻島町、巻島１・２丁目、千秋４丁目、渡場町、槙山町、槙下町、芹川町、李崎町、脇川新田町（信濃川右岸の地域を除く。）、川袋町、南新保町、花井町、高野町、三之宮町、大荒戸町、上柳町、雁島町、成沢町、福道町、福戸町、寺宝町、河根川町、新開町、黒津町の一部（信濃川左岸の地域）、蓮潟１・２・３・４・５丁目、蓮潟町、鉄工町１・２丁目、蔵王町（信濃川右岸の地域を除く。）					江陽１・２丁目、堤町、上野町、巻島町、巻島１・２丁目、千秋４丁目、渡場町、槙山町、槙下町、芹川町、李崎町、脇川新田町、川袋町、南新保町、花井町、高野町、三之宮町、大荒戸町、上柳町、雁島町、成沢町、福道町、福戸町、寺宝町、河根川町、新開町、黒津町の一部（信濃川左岸の地域）、蓮潟１・２・３・４・５丁目、蓮潟町、鉄工町１・２丁目
		（略）				（略）			
（略）					（略）				
	上越警察署	高田交番	（略）	上越市のうち東本町１・２・３・４・５丁目、北本町１・２・３・４丁目、西城町１・２・３・４丁目、北城町１・２・３・４丁目、東城町２・３丁目、南城町１・２・３・４丁目、大町２丁目、仲町２・３丁目、本町２・３・７丁目、大手町、本城町、高土町１・２・３丁目、高土町受地、栄町、幸町、新町		上越警察署	高田交番	（略）	上越市のうち東本町１・２・３・４・５丁目、北本町１・２・３・４丁目、西城町１・２・３・４丁目、北城町１・２・３・４丁目、東城町３丁目、大手町、本城町、稲田１・２・３・４丁目、高土町１・２・３丁目、高土町受地、栄町、幸町、平成町（567より前の番号の番地）、大字四ヶ所、下稲田、寺、戸野目、戸野目古新田、門田新田、西市野口、上稲田
		上越妙高駅前交番	（略）	上越市のうち南本町１・２・３丁目、南新町、東城町１丁目、本町１丁目、仲町１丁目、大町１丁目、南高田町、大和１・２・３・４・５・６丁目、大字土合、脇野田、高田新田、今泉、稲荷、島田、島田下新田、下箱井、中箱井、上箱井、五ヶ所新田、七ヶ所新田、丸山			上越妙高駅前交番	（略）	上越市のうち南本町１・２・３丁目、南新町、南城町１・２・３・４丁目、東城町１・２丁目、中通町、大町１丁目、南高田町、大和１・２・３・４・５・６丁目、子安新田、鴨島、鴨島１・２・３丁目、新南町、大字土合、脇野田、高田新田、今泉、稲荷、中田原の一部、

				新田、下新田、岡原、寺町、木島、島田上新田、西田中、石沢、荒町					下中田、島田、島田下新田、下箱井、中箱井、上箱井、五ヶ所新田、七ヶ所新田、丸山新田、下新田、岡原、寺町、木島、島田上新田、西田中、石沢
		高田駅前交番	上越市仲町４丁目	上越市のうち仲町４・５・６丁目、本町４・５・６丁目、大町３・４・５丁目、寺町１・２・３丁目、昭和町１・２丁目、上昭和町、御殿山町、大貫１・２・３・４丁目、中通町、大字飯、滝寺、下正善寺、中正善寺、上正善寺、宇津尾、上綱子、中ノ俣、塚田新田、京田			高田駅前交番	上越市仲町４丁目	上越市のうち仲町１・２・３・４・５・６丁目、本町１・２・３・４・５・６・７丁目、大町２・３・４・５丁目、寺町１・２・３丁目、昭和町１・２丁目、上昭和町、御殿山町、大貫３・４丁目、大字飯、滝寺（通称福岡団地を除く。）、下正善寺、中正善寺、上正善寺、宇津尾、上綱子、中ノ俣、大貫（通称金谷、神山地区を除く。）、塚田新田、京田
		高田東交番	上越市大字上野田	上越市のうち稲田１・２・３・４丁目、鴨島１・２・３丁目、平成町、とよば、子安、子安新田、新南町、鴨島、米町、大字市野江、桐原、本道、荒屋、虫川、下野田、上真砂、杉野袋、高森、東原、鶴町、南新保、北新保、西市野口、戸野目古新田、門田新田、戸野目、上野田、長面、高和町、元屋敷、稲谷、上曽根、下曽根、高津、十二ノ木、森田、飯田、北方、南方、大口、妙油、東京田、松塚、諏訪、北田中、米岡、四辻町、下池部、上池部、劒、四ヶ所、下稲田、上稲田、寺、子安、子安新田、今池、鴨島、茨沢、藤塚、吉岡、東市野口、上雲寺、本新保、新保古新田、野尻、稲、桜町、天野原新田、下四ツ屋、西松野木、長者					

				町、本長者原、藪野、下新町、上新町、上富川、下富川、池、熊塚、辰尾新田、東稲塚新田、下稲塚							
		春日山交番	（略）	上越市のうち新光町１・２丁目、中門前１・２・３丁目、木田１・２・３丁目、木田新田１・２丁目、藤巻、春日山町１・２・３丁目、大豆１・２丁目、春日野１・２丁目、藤新田１・２丁目、山屋敷町、大学前、藤野新田、富岡、大道福田、土橋、大字藤巻、土橋、岩木、木田、薄袋、藤新田、宮野尾、牛池新田、春日、中門前、大豆、木田新田、中屋敷、寺分、藤野新田、富岡、南田屋新田、北田屋新田、中々村新田、大日、中田新田、上島、平岡、大道福田、大道新田、赤塚新田				春日山交番	（略）	上越市のうち新町、新光町１・２丁目、中門前１・２・３丁目、木田１・２・３丁目、木田新田１・２丁目、藤巻、春日山町１・２・３丁目、大豆１・２丁目、春日野１・２丁目、山屋敷町、大学前、藤野新田、富岡、大道福田、土橋、大字藤巻、土橋、岩木、滝寺の一部（通称福岡団地）、木田、薄袋、藤新田、宮野尾、牛池新田、春日、中門前、大豆、木田新田、中屋敷、寺分、藤野新田、富岡の一部（北陸自動車道南側の地域）
		直江津駅交番	（略）	上越市のうち五智１・２・３・４・５・６丁目、五智新町、国府１・２・３・４丁目、石橋１・２丁目、西本町１・２・３・４丁目、東町、中央１・２・３・４・５丁目、栄町１・２丁目、新光町３丁目、石橋、加賀町、東雲町１・２丁目、住吉町、港町１・２丁目、大字五智国分、三交、居多、轟木、大場、毘沙門国分寺、黒井の一部（2473番地12から2473番地14まで）、高崎新田、虫生岩戸、愛宕国分、塩屋、直江津				直江津駅交番	（略）	上越市のうち五智１・２・３・４・５・６丁目、五智新町、国府１・２・３丁目、石橋１・２丁目、西本町１・２・３・４丁目、東町、中央１・２・３・４・５丁目、栄町１・２丁目、新光町３丁目、石橋、加賀町、東雲町１・２丁目、住吉町、港町１・２丁目、大字五智国分、石橋、三交、居多、轟木、大場、毘沙門国分寺、黒井の一部（2473番地12から14）、高崎新田、虫生岩戸、愛宕国分
		三ツ屋交番	（略）	上越市のうち安江１・２・３丁目、佐内町、三ツ屋町、下門前、田園、日之出町、塩屋新				三ツ屋交番	（略）	上越市のうち安江１・２・３丁目、佐内町、三ツ屋町、下門前、田園、日之出町、塩屋新

				田、上源入、下源入、福田町、春日新田１・２・３・４・５丁目、川原町、八千浦、三ツ橋、大字安江、塩屋新田、上源入、下源入、三田、三田新田、福田、福橋、三ツ橋新田、三ツ橋、小猿屋、小猿屋新田、下真砂の一部(13番地から380番地４まで)、石橋新田、佐内、春日新田、松村新田、黒井（2473番地12から2473番地14までを除く。）、上荒浜、下荒浜、夷浜、遊光寺浜、夷浜新田、西ヶ窪浜 上越市頸城区のうち西福島、下吉、上吉、松本、市村、美しが丘、望ヶ丘、上三分一、下三分一、北四ツ屋、浮島
		灰塚駐在所	上越市大字灰塚	上越市のうち大字灰塚、小滝、下馬場、朝日、黒田、上門前、地頭方、青木、向橋、中田原、塩荷谷、上湯谷、後谷、上中田、儀明、下中田

		田、上源入、下源入、福田町、春日新田１・２・３・４・５丁目、川原町、八千浦、大字下門前、安江、塩屋新田、上源入、下源入、三田、三田新田、福田、福橋、三ツ橋新田、三ツ橋、小猿屋、小猿屋新田、下真砂（13番地から380番地４）、石橋新田、佐内、春日新田、松村新田、黒井（2473番地12から14を除く。）、上荒浜、下荒浜、夷浜、遊光寺浜、夷浜新田、西ヶ窪浜 上越市頸城区のうち西福島、下吉、上吉、松本、市村、美しが丘、望ヶ丘、上三分一、下三分一、北四ツ屋、浮島
灰塚駐在所	上越市大字灰塚	上越市のうち大貫１・２丁目、大字灰塚、小滝、下馬場、朝日、黒田、上門前、地頭方、青木、向橋、中田原、塩荷谷、上湯谷、後谷、大貫の一部(通称金谷、神山地区)、上中田、儀明
天野原駐在所	上越市大字本長者原	上越市のうち桜町、子安、とよば、大字天野原新田、下四ツ屋、西松野木、本長者原、長者町、今池、藪野、辰尾新田、東稲塚新田、上新町、下新町、上富川、下富川、子安、池、熊塚、下稲塚
上野田駐在所	上越市大字上野田	上越市のうち平成町（567より前の番号の番地を除く。）、大字上野田、長面、下野田、茨沢、藤塚、下池部、吉岡、劔の一部（主要地方道新井柿崎線西側の地域）、四辻町、稲、

		（略）		
	妙高警察署	下町交番	（略）	妙高市のうち下町、東雲町、石塚町１・２丁目、新工町、工団町、大崎町、中川、東陽町、高柳１・２丁目、関川町１・２丁目、諏訪町１・２丁目、美守１・２・３丁目、田町１・２丁目、中央町、小出雲１・２・３丁目、広田町、経塚町、渋江町、学校町、末広町、錦町１・２丁目、白山町１・２・３・４丁目、上町、栄町、朝日町１・２丁目、中町、大字新井（通称新井新田を除く。）、石塚、中川、美守、小出雲、姫川原、中宿、川上、吉木、吉木新田、北条、西条、上新保、光明寺新田
		柳井田駐在所	妙高市柳井田町２丁	妙高市のうち柳井田町１・２・３・４・５丁目、栗原１・２・３・

			上雲寺、新保古新田、本新保、本道、桐原、市野江、上池部、東市野口、野尻
	諏訪駐在所	上越市大字南新保	上越市のうち大字南新保、大日、中田新田、上島、中々村新田、平岡、南田屋新田、北田屋新田、大道福田、富岡（北陸自動車道南側の地域を除く。）、諏訪、上真砂、杉野袋、北新保、高森、東原、鶴町、北田中、米岡、荒屋、虫川、米町
	高士駐在所	上越市大字高津	上越市のうち大字高和町、元屋敷、稲谷、上曽根、下曽根、高津、飯田、森田、十二ノ木、北方、南方、大口、妙油、東京田、松塚、劔の一部（主要地方道新井柿崎線西側の地域を除く。）
	（略）		
妙高警察署	下町交番	（略）	妙高市のうち下町、東雲町、石塚町１・２丁目、新工町、工団町、大崎町、中川、東陽町、高柳１・２丁目、関川町１・２丁目、諏訪町１・２丁目、美守１・２・３丁目、田町１・２丁目、中央町、小出雲１・２・３丁目、広田町、経塚町、渋江町、学校町、末広町、錦町１・２丁目、白山町１・２・３・４丁目、上町、栄町、朝日町１・２丁目、中町、大字新井（通称新井新田を除く。）、石塚、中川、美守、小出雲、姫川原、中宿、高柳、川上
柳井田駐在所	妙高市柳井田２丁目	妙高市のうち柳井田１・２・３・４・５丁目、栗原１・２・３・４・

目	４・５丁目、月岡１・２丁目、国賀１・２丁目、広島１・２・３丁目、上百々１・２丁目、大字柳井田、十日市、飛田、飛田新田、岡崎新田、乙吉、神宮寺、籠町、宮内、雪森、青田
（略）	
（略）	

	５丁目、月岡１・２丁目、国賀１・２丁目、広島１・２・３丁目、上百々１・２丁目、大字吉木、吉木新田、北条、西条、上新保、光明寺新田、十日市、飛田、飛田新田、岡崎新田、乙吉、神宮寺、籠町、宮内、雪森、青田
（略）	
（略）	

附　則

この規則中別表上越警察署の部の改正は令和４年２月３日から、その他の改正は同年１月１日から施行する。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第145号

技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号）第１条の規定により、令和４年中の技能検定員審査を次のとおり行う。

令和３年12月24日

新潟県公安委員会

委員長　　津　野　　敏　江

１　審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査の期日	申請期間
技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	第１回	４月11日（月）から４月15日（金）までの５日間 （午前８時30分から午後５時まで）	２月18日（金）から３月４日（金）までの間
	第２回	７月11日（月）から７月15日（金）までの５日間 （午前８時30分から午後５時まで）	５月13日（金）から５月27日（金）までの間
	第３回	11月14日（月）から11月18日（金）までの５日間 （午前８時30分から午後５時まで）	９月５日（月）から９月22日（木）までの間
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（準中型） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽引）	第１回	５月16日（月）から５月20日（金）までの５日間 （午前８時30分から午後５時まで）	３月22日（火）から４月４日（月）までの間
	第２回	10月３日（月）から10月７日（金）までの５日間 （午前８時30分から午後５時まで）	７月15日（金）から７月29日（金）までの間

２　審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港７丁目１番地１

新潟県警察本部交通部運転免許センター

３　受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

(1) 25歳以上の者であること。

(2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（技能検定員審査（大型二種）を受審する場合

にあっては大型二種免許、技能検定員審査（中型二種）を受審する場合にあっては大型二種免許又は中型二種免許、技能検定員審査（普通二種）を受審する場合にあっては大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許）を現に有する者であること（運転免許の効力停止中の者を除く。）。

(3) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の２第４項第２号ロからホまでのいずれにも該当しない者であること。

(4) 対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者であること（技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受審する場合に限る。）。

４　審査細目

審査は、次の細目（細目の一部を免除される者にあっては、免除細目以外の細目）について行う。

(1) 技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）

ア　技能検定員として必要な自動車の運転技能（実技）

イ　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能（実技）

ウ　法第108条の28第４項に規定する教則の内容となっている事項（論文）

エ　自動車教習所に関する法令についての知識（論文）

オ　技能検定の実施に関する知識（論文）

カ　自動車の運転技能の評価方法に関する知識（論文）

(2) 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

ア　技能検定員として必要な自動車の運転技能（実技）

イ　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能（実技）

ウ　旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識（論文）

エ　自動車の運転技能の評価方法に関する知識（論文）

５　審査の申請手続

技能検定員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

(1) 審査に用いられる自動車を運転することができる自動車の運転免許証の写し

(2) 審査細目の一部を免除される者にあっては、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面

(3) 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受審する者にあっては、対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の写し

６　審査手数料

審査手数料は、新潟県収入証紙により納入すること。

７　本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター教習所係

電話番号　025－256－1212　内線　256

◎新潟県公安委員会告示第146号

技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号）第10条の規定により、令和４年中の教習指導員審査を次のとおり行う。

令和３年12月24日

新潟県公安委員会

委員長　津　野　敏　江

１　審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査の期日	申請期間
教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	第１回	３月７日（月）から３月11日（金）までの５日間 （午前８時30分から午後５時まで）	１月25日（火）から２月７日（月）までの間
	第２回	６月20日（月）から６月24日（金）までの５日間 （午前８時30分から午後５時まで）	４月15日（金）から５月６日（金）までの間
		10月24日（月）から10月28日（金）	８月19日（金）から９月２日

	第３回	までの５日間 （午前８時30分から午後５時まで）	（金）までの間
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（準中型） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽引）	第１回	５月９日（月）から５月13日（金）までの５日間 （午前８時30分から午後５時まで）	３月22日（火）から４月４日（月）までの間
	第２回	９月26日（月）から９月30日（金）までの５日間 （午前８時30分から午後５時まで）	７月15日（金）から７月29日（金）までの間

２　審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港７丁目１番地１

新潟県警察本部交通部運転免許センター

３　受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

(1) 21歳以上の者であること。

(2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（教習指導員審査（大型二種）を受審する場合にあっては大型二種免許、教習指導員審査（中型二種）を受審する場合にあっては大型二種免許又は中型二種免許、教習指導員審査（普通二種）を受審する場合にあっては大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許）を現に有する者であること（運転免許の効力停止中の者を除く。）。

(3) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の３第４項第２号ロ及びハに該当しない者であること。

(4) 対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者であること（教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受審する場合に限る。）。

４　審査細目

審査は、次の細目（細目の一部を免除される者にあっては、免除細目以外の細目）について行う。

(1) 教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）及び教習指導員審査（牽引）

ア　教習指導員として必要な自動車の運転技能（実技）

イ　技能教習に必要な教習の技能（面接）

ウ　学科教習に必要な教習の技能（面接）

エ　法第108条の28第４項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識（論文）

オ　自動車教習所に関する法令についての知識（論文）

カ　教習指導員として必要な教育についての知識（論文）

(2) 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

ア　教習指導員として必要な自動車の運転技能（実技）

イ　技能教習に必要な教習の技能（実技）

ウ　旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識（論文）

５　審査の申請手続

教習指導員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

(1) 審査に用いられる自動車を運転することができる自動車の運転免許証の写し

(2) 審査細目の一部を免除される者にあっては、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面

(3) 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受審する者にあっては、対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の写し

６　審査手数料

審査手数料は、新潟県収入証紙により納入すること。

７　本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター教習所係

電話番号　025－256－1212　内線　256